

事務連絡  
令和7年4月22日

各都道府県 国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金担当者 殿

厚生労働省社会・援護局事業課

令和7年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金の補助協議について（依頼）

日頃より厚生労働行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

本補助金の交付については、「国内民間建立慰霊碑移設等事業費の国庫補助について」（令和元年5月17日厚生労働省発社援0517第7号厚生労働事務次官通知）の別紙「国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金交付要綱」により行われるところではありますが、今般、令和7年度に係る同補助金の協議を下記のとおり行うこととしましたので、協議様式にて御提出願います。

また、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区・政令市・中核市含む。以下、同じ。）に周知していただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 執行方針について

本補助金は、建立者等が不明または高齢などにより管理状況不良の慰霊碑の移設、補修又は埋設等の取組を補助し、もって管理状況不良の慰霊碑への適切な対応を図ることを目的としております。各都道府県におかれましては、戦没者慰霊や住民の安全確保のため、積極的な活用をお願いいたします。

※協議の状況によっては、必要性や緊急性等の観点から、事業に優先順位をもうける場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### 2 協議様式について

別添1～2の鑑文、別添3の国庫補助協議総括表及び別添4の様式1～2に必要事項を記載の上、御提出ください。

### 3 提出先

厚生労働省社会・援護局事業課調査第二係

※都道府県におかれましては、管内市区町村分を取りまとめの上、御提出ください。  
また、市区町村におかれましては、別添2に別添4の様式2と確認書類（写真等）を添付の上、都道府県本庁へ御提出ください。

### 4 提出期限

令和7年6月30日（月）

**【照会先】**

厚生労働省 社会・援護局 事業課  
調査第二係 梅原

T E L : 03-5253-1111（内線 4523）

E-mail : [suishin@mhlw.go.jp](mailto:suishin@mhlw.go.jp)

(別紙)

## 国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、民間団体等が国内に建立した戦没者慰霊碑であって、管理状況等が不良な慰霊碑の移設等に係る経費の一部を補助することにより戦没者慰霊や住民の安全確保に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成28年9月27日社援発0927第11号社会・援護局長通知の別紙「国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱」に基づき、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (2) (1)により選定された額に次の表の第4欄に定める補助率を乗じて得られた額を交付額とする。

1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率
国内民間建立慰霊碑移設等事業	1基につき2,000,000円	都道府県又は市町村が行う国内民間建立慰霊碑移設等事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、工事請負費、委託料	1/2

(補助金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県知事は、別紙様式第2に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
  - (2) 市町村長は、別紙様式第3に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。  
また、都道府県知事は、市町村の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めるときは、これを取りまとめ別紙様式第2に添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
- (1) 都道府県知事は、7の(2)による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

厚生労働大臣は、7の(1)及び8による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定(又は変更交付決定)があったときは、市町村長に対し、別紙様式第4又は別紙様式第5により速やかに交付決定の内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式第6に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 市町村長は、別紙様式第7に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、市町村の事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めるときは、これを取りまとめ、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式第6に添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対して、別紙様式第8により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式第1

国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金調書

元号 年度

厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
(項) 戦没者慰霊事業費 (目) 遺骨収集等派遣費補助金	円	1 — 2		円	円		円	円	円	円	

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式第2

番 号  
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都道府県知事

元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

なお、管内市町村分については、申請書を受理し、その内容を審査した結果、適正と認められるので、併せて提出する。

1 国庫補助金申請額	金	円
申 請 額	都道府県	金 円
	市町村分	金 円

2 添付書類

- (1) 元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金所要額調書 (別紙1)
- (2) 事業計画書 (別紙2)
- (3) 元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金市町村別申請額内訳書 (別紙3)
- (4) 当該補助金に係る歳入・歳出予算書 (見込書) 抄本
- (5) その他参考となる書類

3 変更申請の場合には、1にかかわらず次のとおりとする。

申 請 額	金	円 (A)
前回までの交付決定額	金	円 (B)
差引今回変更増△減額	金	円 (A) - (B)

(別紙1)

元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金所要額調書

都道府県名 \_\_\_\_\_

1 都道府県総表

区 分	実施箇所数	総事業費 A 円	寄付金その 他の収入額 B 円	差 引 額 (A-B) C 円	対 象 経 費 支 出 予 定 額 D 円	基 準 額 E 円	選定額(国庫補 助基本額) F 円	国 庫 補 助 所 要 額 G 円	既 決 交 定 付 額 H 円	差引国庫補助金所要額 (G-H) I 円
国内民間建立慰霊碑移設等事業										
合 計										

(注)1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 G欄はF欄の額に1/2を乗じて得た額を記入する(千円未満切捨)。

2 所要額算出内訳調書

(都道府県名)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費</li> <li>・需用費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品費</li> <li>印刷製本費</li> </ul> </li> <li>・役務費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>通信運搬費</li> </ul> </li> <li>・工事請負費</li> <li>・委託料</li> </ul>		
<p style="text-align: center;">合 計</p>		

(別紙2)

元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業の事業計画書

(都道府県名)

No.	碑の名称	所在地	竣工年月日	建立者	管理者	対応方針 (移設・補修・埋設等)	実施予定年月	実施方法	備考

【記載上の留意事項】

- 1 碑の名称には、一般戦災死没者を対象としていることを否定できないものは、(戦災)と注記すること。
- 2 所在地には、公園、小学校敷地、境内(神社、寺院等)、旧軍墓地など具体的に記載すること。
- 3 対応方針には、「移設」、「補修」、「埋設等」を記載すること。  
なお、「移設」とは、慰霊碑を都道府県や市町村が管理する土地内等に移動し、設置することをいう。  
「補修」とは、慰霊碑の建立地において、慰霊碑の損傷が生じた部分を直すことをいう。  
また、「埋設等」とは、慰霊碑の建立地等に埋める又は適切に処分することをいう。
- 4 実施方法には、移設、補修又は埋設等を実施する者を記載すること(「自治体職員」、「株式会社〇〇」等)。
- 5 備考には、その他の特記事項(移設、補修後の管理者等)を記載すること。
- 6 本事業計画書とともに、対象となる慰霊碑の写真等、管理状況が不良であることが分かる資料を添付すること。

元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金 市町村別所要額内訳書

都道府県名

区 分		実 施 箇 所 数	総 事 業 費	寄 付 金 そ の 他 の 収 入 額	差 引 額	対 象 経 費 基 準 額	選 定 額 (国 庫 補 助 基 本 額 )	国 庫 補 助 所 要 額	既 決 交 付 額	差 引 国 庫 補 助 金 所 要 額
			A	B	(A-B)C	D	E	F	G	(G-H)I
			円	円	円	円	円	円	円	円
〇〇市分	国内民間建立慰霊碑移設等事業									
△△市分	国内民間建立慰霊碑移設等事業									
□□市分	国内民間建立慰霊碑移設等事業									
	国内民間建立慰霊碑移設等事業									
	国内民間建立慰霊碑移設等事業									
	国内民間建立慰霊碑移設等事業									
	国内民間建立慰霊碑移設等事業									
	国内民間建立慰霊碑移設等事業									
	国内民間建立慰霊碑移設等事業									
	国内民間建立慰霊碑移設等事業									
	国内民間建立慰霊碑移設等事業									
合 計										

(注)1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 G欄はF欄の額に1/2を乗じて得た額を記入する(千円未満切捨)。

別紙様式第3  
(市町村が行う3の事業)

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長

元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金所要額調書 (別紙1)
- (2) 事業計画書 (別紙2)
- (3) 当該補助金に係る歳入・歳出予算書 (見込書) 抄本

3 変更申請の場合には、1にかかわらず次のとおりとする。

申請額	金	円 (A)
前回までの交付決定額	金	円 (B)
差引今回変更増△減額	金	円 (A) - (B)

(別紙1)

元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金所要額調書

市町村名

1 市町村分総表

区 分	実施箇所数	総事業費 A 円	寄付金その 他の収入額 B 円	差 引 額 (A-B) C 円	対 象 経 費 支 出 予 定 額 D 円	基 準 額 E 円	選定額(国庫補 助基本額) F 円	国 庫 補 助 所 要 額 G 円	既 交 付 決 定 額 H 円	差引国庫補助金所要額 (G-H) I 円
国内民間建立慰霊碑移設等事業										
合 計										

(注)1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 G欄はF欄の額に1/2を乗じて得た額を記入する(千円未満切捨)。

2 所要額算出内訳調書

(市町村名)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費</li> <li>・需用費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品費</li> <li>印刷製本費</li> </ul> </li> <li>・役務費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>通信運搬費</li> </ul> </li> <li>・工事請負費</li> <li>・委託料</li> </ul>		
<p style="text-align: center;">合 計</p>		

(別紙2)

元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業の事業計画書

(市町村名)

No.	碑の名称	所在地	竣工年月日	建立者	管理者	対応方針 (移設・補修・埋設等)	実施予定年月	実施方法	備考

【記載上の留意事項】

- 1 碑の名称には、一般戦災死没者を対象としていることを否定できないものは、(戦災)と注記すること。
- 2 所在地には、公園、小学校敷地、境内(神社、寺院等)、旧軍墓地など具体的に記載すること。
- 3 対応方針には、「移設」、「補修」、「埋設等」を記載すること。  
なお、「移設」とは、慰霊碑を都道府県や市町村が管理する土地内等に移動し、設置することをいう。  
「補修」とは、慰霊碑の建立地において、慰霊碑の損傷が生じた部分を直すことをいう。  
また、「埋設等」とは、慰霊碑の建立地等に埋める又は適切に処分することをいう。
- 4 実施方法には、移設、補修又は埋設等を実施する者を記載すること(「自治体職員」、「株式会社〇〇」等)。
- 5 備考には、その他の特記事項(移設、補修後の管理者等)を記載すること。
- 6 本事業計画書とともに、対象となる慰霊碑の写真等、管理状況が不良であることが分かる資料を添付すること。

元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金交付決定通知書

市町村

元号 年 月 日第 号で申請のあった元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条（第 1 項の規定により、  
（第 3 項の規定により、修正のうえ）元号 年 月 日  
厚生労働省発社援 第 号をもって次のとおり交付することに決定されたので、  
同法第 8 条の規定により通知する。

元号 年 月 日

都道府県知事

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、元号 年 月 日厚生労働省発社援 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 3 に定める事業であり、その内容は、（元号 年 月 日第 号申請書記載のとおり）  
（次 の と お り）である。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 この補助金の額の確定は、交付要綱の 4 に定める交付額の算定方法により行われるものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の 6 に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の 11 に定めるところにより行われなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、元号 年 月 日とする。

元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金  
変更交付決定通知書

市町村

元号 年 月 日厚生労働省発社援 第 号で交付決定された元号 年度国内民間  
建立慰霊碑移設等事業費補助金については、（元号 年 月 日第 号申請に基づき、  
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する  
法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により、）決定の内容の一部を次のとおり  
変更することに決定されたので通知する。

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金〇〇〇〇円については、（補助金等に係る予算の執行の適正に  
同法  
に関する法律（昭和30年法律第179号））第18条第1項の規定により、元号 年 月 日ま  
でに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

元号 年 月 日

都道府県知事

1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、元号 年 月 日  
厚生労働省発社援 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「国内民間建立慰霊碑移設等  
事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める  
事業であり、その内容は、（元号 年 月 日第 号申請書記載のとおり）  
2及び3のとおり（注）修正交付決定をする場合）である。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
うち今回増加額	金	円
（今回減少額）		

補助金の額	金	円
うち追加交付額	金	円
（今回減少額）		

3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、元号 年 月 日とする。

番 号  
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都道府県知事

元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金の事業実績報告について

元号 年 月 日厚生労働省発社援 第 号で交付決定を受けた元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告する。

なお、同日付で交付決定を受けた管内市町村分の事業実績については、次のとおり報告があり、内容を審査した結果、適正と認められるので、併せて提出する。

- 1 元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金精算書（別紙1）
- 2 事業実績報告書（別紙2）
- 3 元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金市町村別精算額内訳書（別紙3）
- 4 当該補助金に係る歳入・歳出決算書（又は見込書）抄本
- 5 その他参考となる書類

元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金精算書

1 都道府県総表

区 分	実 施 箇 所 数	総 事 業 費 A 円	寄 付 金 其 他 の 収 入 額 B 円	差 引 額 (A-B) C 円	対 象 経 費 支 出 額 D 円	基 準 額 E 円	選 定 額 (国 庫 補 助 基 本 額 ) F 円	国 庫 補 助 所 要 額 G 円	国 庫 補 助 金 交 付 決 定 額 H 円	国 庫 補 助 金 受 入 済 額 I 円	国 庫 補 助 金 過 欠 不 足 額 (I-G) J 円
国内民間建立慰霊碑移設等事業											
合 計											

(注)1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 G欄はF欄の額に1/2を乗じて得た額を記入する(千円未満切捨)。

2 支出済額内訳書

(都道府県名)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出済額	積算内訳
<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費</li> <li>・需用費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品費</li> <li>印刷製本費</li> </ul> </li> <li>・役務費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>通信運搬費</li> </ul> </li> <li>・工事請負費</li> <li>・委託料</li> </ul>		
<p style="text-align: center;">合 計</p>		

(別紙2)

元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業の事業実績報告書

(都道府県名)

No.	碑の名称	所在地	竣工年月日	建立者	管理者	対応方針 (移設・補修・埋設等)	実施年月日	実施方法	備考

【記載上の留意事項】

- 1 碑の名称には、一般戦災死没者を対象としていることを否定できないものは、(戦災)と注記すること。
- 2 所在地には、公園、小学校敷地、境内(神社、寺院等)、旧軍墓地など具体的に記載すること。
- 3 対応方針には、「移設」、「補修」、「埋設等」を記載すること。  
なお、「移設」とは、慰霊碑を都道府県や市町村が管理する土地内等に移動し、設置することをいう。  
「補修」とは、慰霊碑の建立地において、慰霊碑の損傷が生じた部分を直すことをいう。  
また、「埋設等」とは、慰霊碑の建立地等に埋める又は適切に処分することをいう。
- 4 実施方法には、移設、補修又は埋設等を実施する者を記載すること(「自治体職員」、「株式会社〇〇」等)。
- 5 備考には、その他の特記事項(移設、補修後の管理者等)を記載すること。
- 6 本事業報告書とともに、移設・補修・埋設等を実施した後の写真等の資料を添付すること(移設の場合は移設後の場所や写真、補修の場合は補修後の写真、埋設等の場合は整地後の写真など)。



番 号  
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

市 町 村 長

元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金の事業実績報告について

元号 年 月 日厚生労働省発社援 第 号で交付決定を受けた元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金精算額調書（別紙1）
- 2 事業実績報告書（別紙2）
- 3 当該補助金に係る歳入・歳出決算書（又は見込書）抄本
- 4 その他参考となる書類

元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金精算額調書

市町村名

1 市町村分総表

区 分	実 施 箇 所 数	総 事 業 費	寄 付 金 其 他 の 収 入 額	差 引 額	対 象 経 費 支 出 額	基 準 額	選 定 額 ( 国 庫 補 助 基 本 額 )	国 庫 補 助 所 要 額	国 庫 補 助 金 交 付 決 定 額	国 庫 補 助 金 受 入 済 額	国 庫 補 助 金 過 △ 不 足 額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	(I-G)J
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
国内民間建立慰霊碑移設等事業											
合 計											

(注)1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 G欄はF欄の額に1/2を乗じて得た額を記入する(千円未満切捨)。

2 支出済額内訳書

(市町村名)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出済額	積算内訳
<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費</li> <li>・需用費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品費</li> <li>印刷製本費</li> </ul> </li> <li>・役務費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>通信運搬費</li> </ul> </li> <li>・工事請負費</li> <li>・委託料</li> </ul>		
<p style="text-align: center;">合 計</p>		

(別紙2)

元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業の事業実績報告書

(市町村名)

No.	碑の名称	所在地	竣工年月日	建立者	管理者	対応方針 (移設・補修・埋設等)	実施年月日	実施方法	備考

【記載上の留意事項】

- 1 碑の名称には、一般戦災死没者を対象としていることを否定できないものは、(戦災)と注記すること。
- 2 所在地には、公園、小学校敷地、境内(神社、寺院等)、旧軍墓地など具体的に記載すること。
- 3 対応方針には、「移設」、「補修」、「埋設等」を記載すること。  
なお、「移設」とは、慰霊碑を都道府県や市町村が管理する土地内等に移動し、設置することをいう。  
「補修」とは、慰霊碑の建立地において、慰霊碑の損傷が生じた部分を直すことをいう。  
また、「埋設等」とは、慰霊碑の建立地等に埋める又は適切に処分することをいう。
- 4 実施方法には、移設、補修又は埋設等を実施する者を記載すること(「自治体職員」、「株式会社〇〇」等)。
- 5 備考には、その他の特記事項(移設、補修後の管理者等)を記載すること。
- 6 本事業報告書とともに、移設・補修・埋設等を実施した後の写真等の資料を添付すること(移設の場合は移設後の場所や写真、補修の場合は補修後の写真、埋設等の場合は整地後の写真など)。

元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金交付額確定通知書

市町村

元号 年 月 日厚生労働省発社援 第 号で交付決定された元号 年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金については、元号 年 月 日第 号事業実績報告に基づき、元号 年 月 日厚生労働省発社援 第 号をもって交付額が金 円に確定されたので通知する。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により元号 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

元号 年 月 日

都道府県知事

社援発0927第11号  
平成28年9月27日  
一部改正社援発0517第3号  
令和元年5月17日  
一部改正社援発0405第3号  
令和5年4月5日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)

#### 国内民間建立慰霊碑移設等事業の実施について

標記については、地方自治体が地域の実情に応じ、民間団体等が建立した管理状況不良の戦没者慰霊碑の移設又は埋設等を推進することができるよう、別紙のとおり「国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱」を定め、平成28年9月21日から適用することとしたので通知する。

各都道府県知事におかれては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について特段のご配慮をお願いしたい。

# 国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱

## 1 目的

国内にある民間団体等が建立した戦没者慰霊碑（以下「慰霊碑」という。）については、建立者や管理者（以下「建立者等」という。）が自ら維持管理を行うことが基本であるが、建立者等が不明などにより管理状況不良の慰霊碑が放置されていることは、戦没者慰霊や住民の安全の観点から好ましくない。

このため、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行うこれら管理状況不良の慰霊碑の移設、補修又は埋設等（以下「移設等」という。）の取組を補助し、もって管理状況不良の慰霊碑への適切な対応を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

## 3 事業内容

建立者等が不明（又はそれに準ずる状態）である、管理状態が不良の慰霊碑について、地権者等と協議を行ったうえで、移設等を行う。

## 4 留意事項

### （1）補助事業の対象となる慰霊碑

国内にある慰霊碑で、建立者等が不明又はそれに準ずる状態（建立者等は明らかであるが高齢のため建立者等自らが維持管理を行うことが困難であると認められる場合）であって、管理状況が不良（倒壊の危険などがあり、地域住民へ危害が及ぶおそれがあるもの）の慰霊碑を基本とする。

### （2）慰霊碑の移設等

慰霊碑の移設若しくは補修を行うことにより、今後、慰霊碑が適切に維持される状態になる、又は、埋設等を行うことで維持管理する必要がなくなるものについて、事業の実施主体が実際に移設等を行う場合、その費用について上限額の範囲内において補助を行う。

- ① 移設とは、慰霊碑を都道府県や市町村が管理する土地内等に移動し、設置することをいう。
- ② 補修とは、慰霊碑の建立地において、慰霊碑の損傷が生じた部分を直すことをいう。
- ③ 埋設等とは、慰霊碑の建立地等に埋める又は適切に処分することをいう。

## 5 補助金交付の対象経費

- (1) 移設を行う際の、撤去費用、運搬費用等、移設に要した経費。
- (2) 補修を行う際の、養生費用、材料費、重機借上費、消耗品費、塗装費用等、補修に要した経費
- (3) 埋設等を行う際の、撤去費用、埋設費用、処分費用等、埋設等に要した経費。

## 6 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

## 国内民間建立慰霊碑移設等事業に関するQ & A集（令和7年4月1日作成）

Q 1. 国内民間建立慰霊碑移設等事業の実施主体が都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）となっているが、実施主体が市町村の場合は、直接国から市町村へ補助金を交付することになるのか。又は、都道府県でも予算計上が必要なのか。

A 都道府県に設置している国の官署支出官（都道府県出納長又は会計管理者）に予算を示達し、官署支出官が市町村に交付するもので、都道府県で予算計上する必要はない。

Q 2. 補助金の補助額の算定方法は次の場合、どのようになるか。

（例1）慰霊碑1基について、対象経費の実支出額が230万円、総事業費が250万円（対象経費以外に20万円支出したと想定）で、寄付金等が30万円だった場合

（例2）慰霊碑1基について、対象経費の実支出額が90万円、総事業費が100万円（対象経費以外に10万円支出したと想定）で、寄付金等が20万円だった場合

A（例1）

- ・ 基準額：200万円×1基＝200万円…①
  - ・ 実支出額：230万円…②
  - ・ 総事業費(250万円)から寄付金等の収入額(30万円)を控除した額：220万円…③
- ①<②、①<③となり、①～③で最も少ない額である①に補助率1/2を乗じた100万円が国庫補助額となる。

（例2）

- ・ 基準額：200万円×1基＝200万円…①
  - ・ 実支出額：90万円…②
  - ・ 総事業費(100万円)から寄付金等の収入額(20万円)を控除した額：80万円…③
- ①>②、②>③となり、①～③で最も少ない額である③に補助率1/2を乗じた40万円が国庫補助額となる。

なお、本設問は一例であるため、具体例がある場合は個別にご相談願いたい。

Q 3. 建立者や管理者（以下「建立者等」という。）が不明の慰霊碑を都道府県又は市町村が移設等することに問題はないのか。

A 慰霊碑の移設等への補助は、建立者等が不明であり、管理状況が不良で倒壊等の危険がある慰霊碑について、都道府県又は市町村の事業として慰霊碑の移設等を行う場合に補助を行うものであり、建立者等が判明している慰霊碑については、都道府県又は市町村が移設等を行うことができないため、基本的に建立者等が慰霊碑の移設等を行うよう都道府県又は市町村から指導を行うこと。

一方、建立者等が不明の慰霊碑については、客観的に見てその物の所有権が放棄されている状態（例えば荒廃状態にある場合など）にあるときは、当該慰霊碑は、「所有者のない動産」といえ、また、建立者等が存在しない場合も、「所有者のない動産」に該当すると考えられる。

なお、「所有者のない」とは、所有権が放棄されている状態のことをいい、単に所有者が不明であることのみをもって所有権が放棄されたとすることは妥当ではなく、客観的に見てその物の所有権が放棄されている状態（例えば荒廃状態にある場合など）のことをいう。

都道府県又は市町村が、当該慰霊碑がある土地の所有者の承諾を得た上で、所有の意思を持って占有した場合（立て看板等により表示するなどして、それが外形的・客観的に見て所有の意思があると認められる場合）には、都道府県又は市町村は民法第239条第1項により、当該慰霊碑の所有権を取得し、慰霊碑の移設等することができると考えられる。

Q 4. 建立者等は判明しているが、現状では、その建立者等がない場合、事業の対象となるのか。

A 建立者等が判明しているが、現状において、その建立者等が存在しない場合であっても、建立者等が不明である場合と同様に事業の対象となり得る。

Q 5. 建立者等が判明しており、現在も建立者等はあるが、高齢等により維持管理ができないような慰霊碑は事業の対象となるのか。

A 慰霊碑の移設等への補助については、所有者が不明であることを基本としているが、建立者等が明らかな場合でも、高齢のため建立者等自ら維持管理を行うことが困難であると認められる慰霊碑については事業の対象となり得る。

Q 6. 建立者等を不明であるとする場合の基準はあるのか（建立者が判明しているが、所在不明である場合は事業の対象となるのか）。

A 単に所在が不明である場合は、それをもって所有権が放棄されたとするのは妥当ではないため事業の対象とはならない。

ただし、客観的に見てその物の所有権が放棄されている状態（例えば荒廃状態にある場合など）にあるときは、慰霊碑は、「所有者のない動産」に該当すると考えられるため、事業の対象となり得る。

Q 7. 建立者は民間団体等だが、現在は寄贈されて自治体の所有となっている慰霊碑は事業の対象となるのか。

A 現時点で、寄贈されて自治体の所有となっている慰霊碑は自治体において責任を持って管理されるべきであり、事業の対象とならない。

Q 8. 対象となる慰霊碑はどのようなものか（宗教色のある慰霊碑や歴史解釈に疑義がある慰霊碑なども事業の対象となるのか）。

A 本事業は、あくまでも地域住民への危険除去が大きな目的であるため、先の大戦（日中戦争（日華事変）以降）についての慰霊碑であれば対象となる。  
なお、慰霊碑の材質（石、木など）は問わない。

Q 9. 旧軍人墓地や一般戦災の慰霊碑も事業の対象となるのか。

A いずれも対象外である。

ただし、旧軍人墓地にある民間建立の戦没者の慰霊碑や、一般戦災死没者と戦没者を慰霊対象としている慰霊碑は事業の対象となり得る。

Q 10. 戦没者の範囲はどこまでか（先の大戦に限定するのか、それとも日清、日露戦争等も含むのか。判別不能の場合はどうか）。

A 先の大戦（日中戦争（日華事変）以降）による戦没者の慰霊のために建立された慰霊碑を基本としているが、先の大戦以前に建立された慰霊碑であっても、慰霊対象に先の大戦による戦没者が含まれている場合は事業の対象となり得る。建立年度が不明の場合は、個別にご相談願いたい。

Q 1 1. 対象となる慰霊碑は、以前、調査依頼に対して回答したもの（平成30年10月19日付けの調査依頼）が対象となるのか。

A それ以外でも構わない。

Q 1 2. 平成30年10月19日付けの調査で「管理状況不明」だった慰霊碑については対象となるのか。

A 当時の調査結果に限らず、現時点で建立者等が不明であり、管理状況が不良であれば事業の対象となり得る。

Q 1 3. 対象となるのは、「慰霊碑」であって、「慰霊塔」や「追悼碑」等は対象外なのか。

A 名称の如何を問わず、本事業の趣旨・目的と合致しているものであれば事業の対象となり得る。

Q 1 4. 管理状況が不良であるという判断をする主体は誰なのか。

A 実施主体である都道府県又は市町村が判断することとなる。

Q 1 5. 不良の基準はあるのか。

A 客観的に見て、既に慰霊碑の体をなしていないもの（文字が消えている、石が崩れている等）、慰霊碑として存在しているものの、そのまま放置すると倒壊等により地域住民に危険が及ぶと判断されるもの等が考えられる。

Q 1 6. 地権者等が不明で協議ができない場合はどのように処理すればよいのか。

A 本事業については、地権者等と協議を行った上で実施するものであるが、地権者等が不明の場合、それが単に所在不明であるのか、あるいは地権者等そのものが不明であるのかによって、対応が変わってくると思われるため、個別に相談願いたい。

Q 17. 現状、所有者でも建立者でもない団体等が、善意で清掃等を行っており「管理状況が不良である」とは言えないが、当該団体等から今後の管理について要請があった場合に、その対応として移設等を行うことは当該補助の対象事業となるのか。

A 慰霊碑の移設等への補助は、建立者等が不明であり、管理状況が不良で倒壊等の危険がある慰霊碑について、都道府県又は市町村の事業として慰霊碑の移設等を行う場合に補助を行うものであり、善意であっても団体が清掃等を行っていて、結果的に現時点において「管理状況が不良である」とはいえない場合、事業の対象とはならない。

Q 18. 道路拡張にともない、慰霊碑の移設等を行う場合は事業の対象となるのか。

A 本事業は、建立者等が不明であり、管理状況が不良で倒壊の危険がある慰霊碑について、地域住民への危険除去の観点から必要と思われる場合に補助を行うものであり、道路拡張にともなう移設等は事業の対象とはならない。

Q 19. 慰霊碑の周辺設備（柵、階段など）のみの移設等についても、事業の対象となるのか。

A 本事業は、慰霊碑本体の移設等を目的としたものであり、周辺設備のみの移設等については、事業の対象とはならない。ただし、慰霊碑の移設等にもなう周辺設備の移設等については、地域住民への危険除去の観点から必要と思われる場合は事業の対象となり得るので、個別にご相談願いたい。

Q 20. 慰霊碑の移設後に、周辺設備（柵、階段）などを設置する場合は補助の対象となるのか。

A 本事業は、慰霊碑本体の移設等を目的としたものであり、周辺設備の設置については、補助の対象とはならない。

Q 21. 移設（補修）、後の維持管理は移設（補修）の実施主体が主となって行うべきものか。

A お見込のとおり。実施主体で維持管理を行うことが困難になった場合、維持管理が可能な民間団体等に管理を委託するなど、自治体の責任のもとで管理体制を整えていただき、移設等の後に放置することのないようにしていただきたい。

Q 2 2. 移設（補修）後の維持管理者を明確にできない場合は移設（補修）ができないと考えてよいか。

A 今後、慰霊碑が適切に維持される状態になるものについて補助を行うこととしているため、移設（補修）を行う場合は維持管理者を定める必要があると考える。（埋設等は対象となり得る）。

Q 2 3. 移設先が公有地に限られる場合、移設先の使用許可が得られるのか。

A 移設先が公有地の場合は、使用許可が得られるかどうかは、当該公有地を有する都道府県又は市町村の条例等の規定に基づく。

Q 2 4. 移設先が社寺等宗教法人の管理地の場合、事業の対象外となるのか。

A 移設先である社寺等宗教法人の許可が得られれば、その場所への移設費用は補助の対象となる。

Q 2 5. 各地域の慰霊碑を一カ所へ集約する場合、事業の対象となるのか。

A 当補助金の対象となる慰霊碑であれば、一カ所に集約する形での移設も差し支えない。ただし、一カ所への集約を目的とした管理不良でない慰霊碑の移設は、事業の対象とはならない。

Q 2 6. 慰霊碑の埋設について、その場に埋めることは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反しないか。

A 慰霊碑は、地域の住民等が戦没者の霊を慰め、平和を願うことを目的に建立された慰霊感情の対象であると考えられるため、慰霊の一環として慰霊碑を除去する場合には、廃棄物として取り扱うことは適当ではない。

一方、当該行為が慰霊の一環としてなされているかどうかは個別の対応による。

したがって、廃棄物の該当性の判断主体たる都道府県又は政令市と相談の上、対応されたい。

Q 27. 慰霊碑の補修はどのような場合に補助の対象になるのか。

A 補助の対象となるのは、あくまでも建立者等が不明であり、かつ倒壊の危険があるなど管理状況が不良である慰霊碑について、戦没者慰霊や地域住民への危険除去の観点から、都道府県又は市町村の独自事業として当該慰霊碑の補修を行う場合であり、1基につき1度のみ補助するものとする。補修により原状回復を行うものが対象であり、慰霊碑の形状を変更するものについては、対象とならない。

Q 28. 一度補修した慰霊碑について、数年後に新たに倒壊の恐れが生じた場合、当該慰霊碑の再度の補修、又は移設・埋設は補助の対象となるのか。

A 対象外である。慰霊碑の補修については、補修後の維持管理者を定める必要がある。1基につき1度のみ補助するものとし、2回目以降は、維持管理者において対応していただきたい。

Q 29. 都道府県又は市町村が現地調査等を行う際にかかる経費は補助の対象となるのか。

A 慰霊碑の移設等の実施に必要な自治体における旅費や役務費等の経費は補助の対象としているが、管内の慰霊碑の維持管理状況を把握するための現地調査にかかる経費は補助の対象外である。

Q 30. 賃金職員の雇上は補助の対象か。

A 対象外である。

Q 31. 備品の購入は補助の対象か。

A 対象外である。

Q 32. 都道府県と市区町村のいずれが実施主体となるかの基準は明確にされるのか。

A 事業の実施は、都道府県又は市町村としているが、どちらが実施主体となるのが適切かについては、対象となる慰霊碑が現に建立されている場所、移設する場合の移設場所等を勘案の上、判断いただくものと考えられる。

Q 3 3. 実施主体から民間団体に委託して事業を実施してもよいか。

A 自治体の責任のもとで、事業の対象経費を民間団体に対して委託費等として拠出するという前提であれば差し支えない。

Q 3 4. 手続の流れはどのように行うのか。

A 別添事務処理フロー図及び事務フロー図を参照願いたい。

# 国内民間建立慰霊碑移設等事業事務処理フロー

先の大戦による戦没者を対象としている民間建立慰霊碑で  
管理不良（倒壊などの危険があり、地域住民へ危害が及ぶおそれがあるもの）

建立者は明らかである

調査の結果、建立者等が不明

建立者等が高齢のため自らが維持管理を行うことが困難である場合

建立者等が自ら維持管理を行うことができる場合

**対象外**

荒廃状態にあるなど、客観的に見て慰霊碑の  
所有権が放棄されている状態、または、現在、  
建立者等が存在しない場合

建立者等の年齢、病気などの生活状況を調査し、自ら慰霊碑の維持管理を行うことが困難であると認めうる調書の提出。

管理者が都道府県又は市町村であることを、立て看板等により表示し、外形的・客観的に見て所有の意思を示すことで、所有権を取得（民法第239条）

事業実施（移設・補修・埋設等）

国内民間建立慰霊碑移設等事業事務フロー

市町村	都道府県	国
		補助金交付要綱、実施要綱等を都道府県へ通知
	補助金交付要綱、実施要綱等を市町村へ通知	
対象となる慰霊碑の選定		
補助協議の申請		
	市町村から提出のあった補助協議申請書等を審査し、適正と認められれば国へ提出	
		都道府県から提出のあった補助協議申請書等を審査し、適正と認められれば内示する
	市町村へ内示する	
補助金交付申請(別紙様式第3)		
	市町村から提出のあった交付申請書等を審査し、適正と認められれば国へ提出(別紙様式第2)	
		都道府県から提出のあった交付申請書等を審査し、適正と認められれば交付決定通知依頼書、支出負担行為について都道府県あて通知
	市町村へ交付決定通知書(別紙様式第4)を通知	
交付決定通知書を受領し、事業を実施		
事業終了後、事業実績報告(別紙様式第7)の提出		
	市町村から提出のあった事業実績報告等を審査し、適正と認められれば国へ提出(別紙様式第6)	
		都道府県から提出のあった事業実績報告等を審査し、適正と認められれば都道府県あて交付額確定通知依頼書等を通知
	市町村へ交付額確定通知書(別紙様式第8)を通知	
支払請求書の作成、提出		
	補助金の支払い(支出決定決議)	
補助金の受領		